⑷　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
⑸　大学共同利用機関法人人間文化研究機構の契約事務取扱規則第７条の規定に基づき、人間文化研究機構長が定める資格を有する者であること。
⑹　人間文化研究機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒285―8502 千葉県佐倉市城内町117番地
大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館管理部財務課契約係　猪野真理子　電話043―486―6475
E-mail：keiyaku@ml.rekihaku.ac.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　令和６年８月６日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和６年８月９日14時00分　大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館第２研修室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、人間文化研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると人間文化研究機構長が判断した入札者であって、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobuko Kibe, Director of Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in National Museum of Japanese History Electricity contact 1,400kW The estimated electricity for the year 5,066,000kWh
⑷　Delivery period : From 1 October, 2024 through 30 September, 2025
⑸　Delivery place : Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities National Museum of Japanese History
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for National Museum of Japanese History Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2024 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,
D　meet the qualification requirements which Director of Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities may specify in accordance with Article 7 of the Regulation,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by Director of Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　6 August, 2024
⑻　Contact point for the notice : Mariko Ino, Procurement Section, Financial Management Division, Administration Department, National Museum of Japanese History, 117 Jounai-cho Sakura-shi Chiba 285―8502 Japan, TEL 043―486―6475 E-mail : keiyaku@ml.rekihaku.ac.jp
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年６月３日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
横浜貯金事務センター所長　馬場はるみ
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　14
○第１号（№１）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　53
⑵　購入品名及び数量　横浜貯金事務センター文書事務委託及び郵便物差出事務委託一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和７年１月１日から令和７年12月31日まで（自動更新条項付。最大３回）
⑸　履行場所　株式会社ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター
⑹　入札・開札の日時及び場所　令和６年８月29日午前10時　株式会社ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター会議室
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㋕　その他、会社に損害を与えた者
ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、１年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者
㋑　公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者
エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
オ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成